

移植した雌畜	番	号				
	名	前				
	家畜登録機関名及び登録番号					
	品	種				
	毛 色 及 び 特 徴					
	生	年	月	日		
	飼養者の氏名又は名称及び住所					
移植した受精卵	移 植 年 月 日		月	日	月	日
	名前	種	畜			
		雌	畜			
	体内	家畜体内受精卵証明書番号 又は体内受精卵採取に関する証明書番号				
体外	家畜体外受精卵証明書番号 又は体外受精卵生産に関する証明書番号					
移植証明書	発 行 年 月 日		月	日	月	日
	番	号				
子畜	性					
	生	年	月	日		
摘		要				

## 備考

- 1 子畜の欄には、子畜がいずれの受精卵によるものであるかが明らかになるように記載し、又は記録すること。
- 2 双子以上の分娩にあっては、その旨を摘要欄に記載し、又は記録すること。
- 3 移植を受けた雌畜の飼養者から体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書の交付を要求される前においては、家畜体内受精卵証明書又は家畜体外受精卵証明書を添付しておくこと。ただし、家畜人工授精簿を電磁的記録により作成する場合にあっては、家畜体内受精卵証明書又は家畜体外受精卵証明書を必要ときに速やかに照合できるよう適切に保管しておくこと。
- 4 牛については、毛色及び特徴の欄中、特徴に代えて個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項（平成15年法律第72号）の個体識別番号をいう。）を記載すること。